

# 「子育て世帯臨時特例給付金」および 「子育て支援減税手当」の申請を 受け付けしています

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

また、この給付金に加えて県の施策として、消費税率の引き上げが子育て世帯の負担を重くし、次代を担う児童の健全育成に影響を及ぼすことのないよう、特に子育て世帯を支援するために、「子育て支援減税手当」を支給します。

対象となる方は、10月1日(水)までに申請してくださいませようお願いします。

## 子育て世帯臨時特例給付金

**支給対象者** 平成26年1月分の児童手当・特例給付<sup>\*</sup>の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方

<sup>\*</sup>特例給付とは、児童1人当たり月額一律5,000円が支給されることをいいます。

**対象児童** 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

**注意** 「臨時福祉給付金」の対象者<sup>\*</sup>および生活保護制度の被保護者は対象外です。

<sup>\*</sup>町民税(均等割)が課税されていない方(町民税(均等割)が課税されている方の扶養親族を除く)

**支給額** 対象児童1人につき10,000円(臨時特例的に行うものであり、1回限りの支給となります。)

## 子育て支援減税手当

**支給対象者** 基準日(平成26年1月1日)に愛知県に住民登録がある方で、平成26年1月分の児童手当・特例給付<sup>\*</sup>の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方

<sup>\*</sup>特例給付とは、児童1人当たり月額一律5,000円が支給されることをいいます。

**対象児童** 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

**支給額** 対象児童1人につき10,000円(臨時特例的に行うものであり、1回限りの支給となります。)

**申請先** 役場 子育て支援課 <sup>\*</sup>平成26年1月1日時点で大治町に住民票がある方が対象です。

**申請期間** 7月1日(火)～10月1日(水)

### 提出書類

- 大治町から平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給しており、支給対象になると思われる方へ申請書を郵送しました。申請書に記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。
- 公務員の方は、所属庁から交付される①申請書および②「児童手当(特例給付)受給状況証明書」並びに③振込口座が確認できる書類(金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)を子育て支援課窓口提出してください。

### 問合せ先

- 申請方法に関すること 役場 子育て支援課 内線166・167
- 制度に関すること 厚生労働省 専用ダイヤル ☎0570(037)192(午前9時～午後6時)  
愛知県 子育て支援減税手当コールセンター ☎(954)6248

「子育て世帯臨時特例給付金」や「子育て支援減税手当」を装った詐欺にご注意ください